

第1回公立保育園移管法人選考委員会

日時：令和元年7月9日（火）

10時00分～12時00分

場所：はぐくみかん5階 第3会議室

《次 第》

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

- (1) 委員長の選出
- (2) 公立保育園移管法人選考委員会の傍聴に関する実施要領について
- (3) 募集要項・選考方法について
- (4) 応募手続・提出書類について

4 その他

5 閉 会

公立保育園移管法人選考委員会
委員名簿

(敬称略)

	役職・お名前
1	関東学院大学 教育学部 教授 土谷 みち子
2	横須賀市保育会 会長 宮田 丈乃
3	逸見地区連合町内会 会長 大澤 岩男
4	逸見保育園 保護者代表 佐藤 千春
5	横須賀市こども育成部長 平澤 和宏

公立保育園移管法人選考委員会条例

(設置)

第1条 公立保育園の運営を移管する法人の選考に関し、市長の諮問に応ずるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市公立保育園移管法人選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 保育園の運営に関し専門的知識を有する者

(3) 運営を移管する保育園の利用者の代表者

(4) 運営を移管する保育園が存する地域の住民の代表者

(5) 市職員

3 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

公立保育園移管法人選考委員会の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、公立保育園移管法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 選考委員会の傍聴者の定員は、原則として15人以内とし、椅子席のみとする。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第3条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 選考委員会委員又は公立保育園移管応募法人の説明者の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。

(7) 通信機器（携帯電話など）やパソコン等は使用しないこと。

(8) むやみに席を離れないこと。

(9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。